⑯　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⑰　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。

⑱　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を活用することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑲　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

⑳　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

㉑　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉒　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

㉓　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉔　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

㉕　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

なお、特定建設工事共同企業体については、本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合は全て同じ組み合わせで申請をすること。（別の組み合わせ又は一部を単体で申請した場合は、欠格とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）が、九州地方整備局における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成20年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。

同種工事は、次のとおりとする。

次の１）から４）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。なお、１）から４）は同一工事とする。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

３）最大支間長が40m以上であること。

４）架設工法が海上における一括架設（フローティングクレーン又は台船）であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。

同種工事は、次のとおりとする。

次の１）から２）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。なお、１）から２）は同一工事とする。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成20年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。

同種工事は、次のとおりとする。

次の１）から４）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。なお、１）から４）は同一工事とする。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

３）最大支間長が40m以上であること。

４）架設工法が海上における一括架設（フローティングクレーン又は台船）であること。

さらに、他の構成員は、平成20年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。

同種工事は、次のとおりとする。

次の１）から２）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。なお、１）から２）は同一工事とする。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本入札公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成20年度以降に次の同種工事の元請としての施工経験を有する者であること。

同種工事は、次のとおりとする。

次の１）から２）の要件を満たす架設の施工経験を有すること。なお、１）から２）は同一工事とし、一人の配置予定技術者がこれら全ての要件を満たさなければならない。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。